

コーポレート・ガバナンス改革等 に関する主な取組

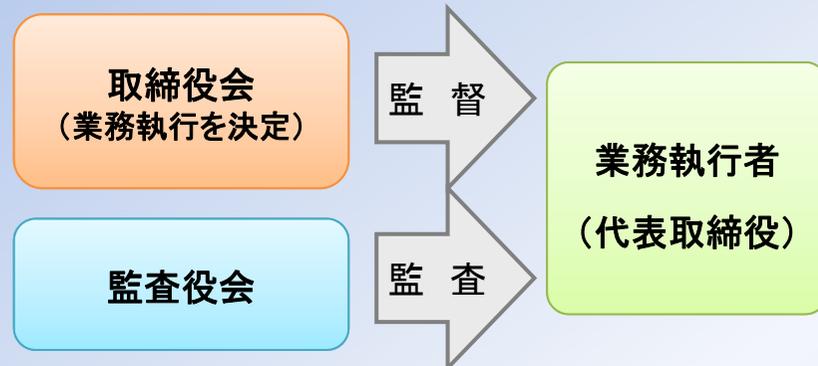
平成29年10月17日

法務省

I 平成26年改正会社法

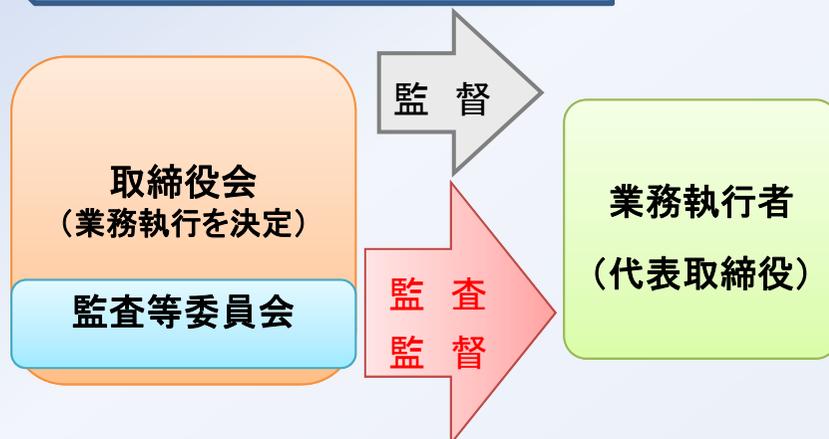
—監査等委員会設置会社の創設—

監査役会設置会社



- 業務執行者の選解任に関与できない監査役による監督では、業務執行者に対する監督としては不十分である等の指摘があった。

監査等委員会設置会社



- 監査等委員会は、取締役会における取締役候補者の指名、業務執行者の選定及び取締役の報酬に関する決定に関与することとなる。
- 監査等委員は取締役3名以上で、その過半数は社外取締役でなければならない。

I 平成26年改正会社法

—社外取締役の在り方に関する規律の見直し—

社外取締役の要件の厳格化

親会社

業務執行者等: ○→×

株式会社(A社)

業務執行者等: ×

業務執行者等の近親者: ○→×

兄弟会社

業務執行者等: ○→×

子会社

業務執行者等: ×

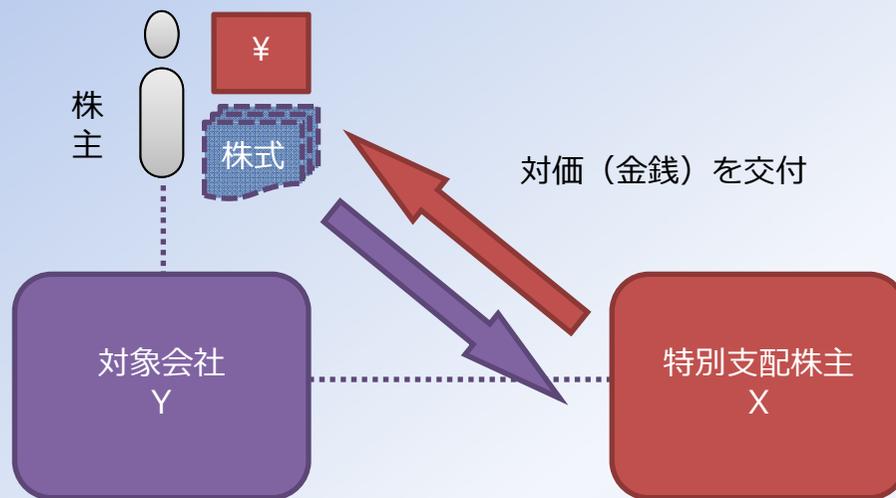
- 赤色部分に該当する者についても、新たに株式会社の社外取締役となることができないものとした。

相当でない理由の説明義務の新設

- 社外取締役がコーポレート・ガバナンスにおいて重要な役割を果たし得ることに鑑み、社外取締役の導入を促進するため、社外取締役を置いていない株式会社のうち、上場会社等は、社外取締役を置くことが相当でない理由を、定時株主総会において株主に説明しなければならないものとした。

I 平成26年改正会社法

—特別支配株主の株式等売渡請求制度の創設—



- 機動的なキャッシュ・アウトを可能とするため、対象会社(Y)の株主総会決議を要することなく、特別支配株主(90%以上の株式を保有する株主。X)が、Yのその他の株主の有する全ての株式を取得し、対価を交付して完全子会社化することができるようにする制度を創設した。

I 平成26年改正会社法

—施行後の効果—

① 監査等委員会設置会社

- 監査等委員会設置会社への移行手続を経ている上場会社は798社(東証全上場会社の約22.6%)(平成29年7月調査時点)である。

② 社外取締役の選任状況

- 平成26年改正会社法の施行後、社外取締役を選任している会社が大幅に増加した。
- 東証一部上場会社では、99.6%、東証全上場会社では、96.9%)(平成29年7月調査時点)である。

③ 特別支配株主の株式等売渡請求

- 買収者が90%以上の株式を公開買付けにより取得した場合におけるキャッシュアウト(金銭による完全子会社化取引)の手法として広く利用されていると指摘されている。

II 会社法制の更なる見直し

—法務大臣による法制審議会への諮問—

平成26年改正会社法附則第25条
(平成27年5月施行)

「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」



会社法制の見直しに関する諮問(平成29年2月9日)

「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」

II 会社法制の更なる見直し

一 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における調査審議の開始一

会社法制(企業統治等関係)部会名簿(平成29年10月4日現在)

部会長	学習院大学法科大学院教授	神田秀樹	京都大学大学院教授	前田雅弘
委員	株式会社東京証券取引所執行役員	青克美	東京海上アセットマネジメント株式会社株式運用部長	柳澤祐介
	株式会社小松製作所常務執行役員経営管理部長	稲垣泰弘	甲南大学法科大学院教授	山田純子
	東京地方裁判所判事	大竹昭彦	幹事 弁護士(第二東京弁護士会)	梅野晴一郎
	弁護士(東京弁護士会)	沖隆一	内閣法制局参事官	岡田幸人
	早稲田大学法学学術院教授	尾崎安央	東京大学大学院教授	加藤貴仁
	法務省民事局長	小野瀬厚	京都大学大学院教授	齊藤真紀
	日本労働組合総連合会総合政策局長	川島千裕	経済産業省経済産業政策局産業組織課長	坂本里和
	東京大学大学院教授	神作裕之	法務省民事局参事官	竹林俊憲
	京都大学大学院教授	北村雅史	東京大学社会科学研究所教授	田中亘
	鹿島建設株式会社法務部長	小林俊明	金融庁総務企画局企業開示課長	田原泰雅
	フィデリティ投信株式会社ヘッドオブエンゲージメント	三瓶裕喜	法務省民事局民事法制管理官	堂蘭幹一郎
	法務省大臣官房審議官	筒井健夫	名古屋大学大学院教授	中東正文
	中央大学法科大学院教授	野村修也	最高裁判所事務総局民事局第一課長	成田晋司
	東京大学大学院教授	藤田友敬	上智大学法科大学院教授	松井智予
	新日鐵住金株式会社執行役員法務部長	古本省三	法務省民事局商事課長	松井信憲

II 会社法制の更なる見直し

一株主総会に関する手続の合理化

株主総会資料の電子提供制度の新設

- 事業報告等の株主総会資料の提供においてインターネットが活用されることにより、会社における印刷及び郵送の費用を削減することができるだけでなく、以下のような効果も期待できると指摘されている。
- ① 印刷及び郵送が不要となることによる早期の情報提供の促進
 - ② 印刷及び郵送の制約がなくなることによる株主へ提供される情報の充実



- 株主の個別の承諾を得ずに株主総会資料をインターネットを利用して提供することを認めるための新たな制度を設けることが議論されている。

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

- 近年、一人の株主が膨大な数の議案を提案するなどの株主提案権の行使事例が発生していると指摘されている。
 - 株主提案権の濫用的な行使には以下のような弊害があると指摘されている。
- ① 株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害される。
 - ② 会社の検討や招集通知の印刷等に要するコストが増加する。



- 株主が提案することができる議案の数に制限を設けることや、株主による不適切な内容の議案の提案を制限することが議論されている。

II 会社法制の更なる見直し

—役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備—

報酬に関する規律の見直し

- インセンティブ報酬として株式報酬を導入する企業が増加傾向にあると指摘されている。
- また、会社法上の報酬に関する規律に対しては、報酬の決定方針等についてより透明性を高めることの重要性が指摘されている。



- 株式報酬の規律を整備することや、報酬に関する開示を一層充実させることが議論されている。

会社役員賠償責任保険・ 会社補償に関する規律の整備

- 優秀な人材を確保するとともに、役員が過度にリスクを回避しないようにする手段として、会社役員賠償責任保険や会社補償の重要性が高まっていると指摘されている。



- 会社法にこれらの規定を設け、企業がこれらの制度を利用しやすくすることが議論されている。

II 会社法制の更なる見直し

—社外取締役を置くことの義務付け—

積極意見

- 国内外の投資家から経営陣に対する信頼性を確保するためには、義務付けが必要である。
- 多くの上場会社が社外取締役1名を選任しているのであるから、義務付けをしても問題がない。
- 選任することが相当でない理由の内容に納得感がない。

消極意見

- 業種、業態に応じた適切な体制を柔軟に構築していくことを確保するためには、法律で一律に義務付けるべきではない。
- 社外取締役の選任が進んだ近時の状況に鑑みれば、義務付けの必要はない。
- もう少し現在の制度下での実証的な検証をする必要があり、義務付けをすることは時期尚早である。